

改正 平成19年3月30日告示第23号
平成22年3月31日告示第87号
平成24年3月30日告示第68号
平成29年3月31日告示第50号
令和2年3月10日告示第17号
令和3年3月31日告示第96号
令和4年3月29日告示第36号
令和5年3月31日告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、住民の生活環境及び自然環境の保全並びに公衆衛生の向上のため、市が交付する浄化槽設置整備事業の補助対象、補助金額その他必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水1リットル当たりのBOD20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいい、厚生省通知平成4年10月30日付け衛浄第34号に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用されるものにあつては、同指針に適合するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定するくみ取便所の構造をいう。
- (4) 専用住宅 専ら人の居住の用に供する家屋でその居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が2分の1以上であるもので、個人が所有するものをいう。

(対象地域)

第3条 この要綱の対象となる区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道の事業計画区域及び集合処理施設整備事業計画区域を除く地域とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付)

第4条 市長は、専用住宅に浄化槽を設置しようとする者で、当該住宅の所在地に住所を有するもの（第9条に規定する実績報告書を提出する時までに住所を有することが見込まれる者を含む。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 販売又は賃貸の目的で浄化槽を備え付けた専用住宅を建築（改築を含む。）する者
- (4) 専用住宅の建替え又は増築により既設の浄化槽を更新又は改築する者（災害により必要とな

った専用住宅の建替えに伴う浄化槽の更新又は改築を除く。)

(5) 故障により既設の浄化槽を更新する者(災害により故障した浄化槽の更新を除く。)

(補助金額)

第5条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用のうち別表左欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

2 既存単独処理浄化槽を撤去して浄化槽を設置する場合は12万円を、くみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合は9万円をそれぞれ限度として、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去に要する費用を補助する。この場合において、撤去に要する費用に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の位置図、付近見取図、配管系統図(断面図)及び雨水排水系統図

(3) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 工事見積書

(5) 登録証の写し(ただし、登録浄化槽のみ)、保証登録証(市町村用)

(6) 登録浄化槽管理票(C票)(ただし、登録浄化槽のみ)

(7) 担当浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し

(8) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費用見積書、配置図及び現況写真(既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合に限る。)

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知書類)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金変更交付申請)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金変更交付の可否を決定し、補助金変更交付可否決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との浄化槽管理等契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)

(2) 浄化槽法定検査承諾書の写し

(3) 浄化槽工事写真

(4) 補助事業の施工に係る工事内訳書又は請求書及び領収書の写し

- (5) 浄化槽設置チェックリスト
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費用の領収書の写し並びに当該撤去に係る産業廃棄物管理票及び工事写真（既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合に限る。）
- (7) 補助対象者の住民票の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 市長は、前条の規定による交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により、補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを決定した者に対しては、補助金交付取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事の確認）

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工現場において確認するものとする。

（水質検査及び定期検査）

第15条 設置者は、浄化槽設置後において、法の定めるところにより県知事が指定する検査機関の行う水質検査及び定期検査を受けるとともに、適正な保守点検及び清掃を行わなければならない。

2 前項の規定による水質検査及び定期検査結果は、検査後速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の津名町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年津名町要綱第5号）、淡路町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成7年淡路町要綱第1号）、北淡町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成6年北淡町要綱第2号）、一宮町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年一宮町要綱第3号）又は東浦町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年東浦町要綱第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされ

たものとみなす。

(補助金額の特例)

- 3 平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間における補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度額とする。

人槽区分	限度額
5 人槽	382,000 円
6 人槽～7 人槽	464,000 円
8 人槽～10 人槽	598,000 円
11 人槽以上	989,000 円

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日告示第 23 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日告示第 87 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日告示第 68 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日告示第 50 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における補助金等の特例)

- 3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、この告示による改正後の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項、第 6 条第 8 号及び第 9 条第 6 号並びに様式第 1 号及び様式第 6 号の規定の適用については、第 5 条第 2 項中「既存単独処理浄化槽」とあるのは「既存単独処理浄化槽又は既存のし尿汲み取り便槽」と、「9 万円」とあるのは「10 万円」と、第 6 条第 8 号及び第 9 条第 6 号並びに様式第 1 号及び様式第 6 号中「既存単独処理浄化槽」とあるのは「既存単独処理浄化槽又は既存のし尿汲み取り便槽」とする。

附 則 (令和 2 年 3 月 10 日告示第 17 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日告示第96号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日告示第36号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付決定をした浄化槽設置整備事業補助金については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

浄化槽設置整備事業補助金交付限度額

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円
11人槽以上	939,000円

補助金交付申請書

年 月 日

淡路市長 様

申請者 住所
氏名
電話 ()

年度において、浄化槽を設置したいので、淡路市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所		
2 設置浄化槽型式	メーカー名	型式No.
	人槽	処理方法
3 既存撤去設備	無 ・ 単独処理浄化槽 ・ くみ取便槽 ・ その他 ()	
4 交付申請額	円 (うち撤去費分 円)	
5 専用住宅の所有者	①本人 ②共有 () ③その他 ()	
6 専用住宅の床面積	専用住宅の床面積 m ²	(うち居住部分の床面積 m ²)
7 着工予定年月日	年 月 日	
8 完成予定年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し（審査機関を経過したもの）
- 2 設置場所の位置図及び付近見取図、配管系統図（断面図）、雨水排水系統図
- 3 専用住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
- 4 工事見積書
- 5 登録証の写し（ただし、登録浄化槽の場合のみ）、保証登録証（市町村用）
- 6 登録浄化槽管理票（C票）（ただし、登録浄化槽の場合のみ）
- 7 担当浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し
- 8 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費用見積書、配置図及び現況写真（既存単独処理浄化

槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合に限る。)

9 その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付予定額 円
(うち撤去費分 円)
- 2 交付条件等
 - (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。
 - (2) 補助事業は、浄化槽法第6条の規定により適正に行うこと。
- 3 変更事項等
 - (1) 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく市長に変更を申請しなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (2) 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においてはその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要求があったときは直ちに報告しなければならない。
- 5 実績報告
補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内、又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付としたので通知します。

記

（理由）

補助金変更交付申請書

年 月 日

淡路市長 様

補助対象者 住所
氏名
電話 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したく申請します。

記

1 補助金交付申請内容の変更
(変更前)

(変更後)

2 補助事業の中止

3 補助事業の廃止

(理由)

第 号
年 月 日

様

淡路市長 印

補助金変更交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業の変更については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する	2 交付しない
承認事項	理由

実績報告書

年 月 日

淡路市長 様

補助対象者 住所
氏名
電話 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
(うち撤去費分 円)
- 2 事業完了年月日 年 月 日

添付書類

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との浄化槽管理等契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査承諾書の写し
- (3) 浄化槽設置工事写真
- (4) 補助事業の施工に係る工事内訳書又は請求書及び領収書の写し
- (5) 浄化槽設置チェックリスト
- (6) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費用の領収書の写し並びに当該撤去に係る産業廃棄物管理票及び工事写真（既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合に限る。）
- (7) 住民票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

淡路市長

印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

円
(うち撤去費分 円)

補助金交付請求書

年 月 日

淡路市長 様

補助対象者 住所

氏名

印

電話 ()

年 月 日付け 第 号で交付額の確定通知を受けた浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額	円 円)	
	(うち撤去費分)	
振 込 先	金融機関	銀行 信用金庫・信用組合 農協・信漁連 支店
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第 号
年 月 日

様

淡路市長

印

補助金交付取消通知書

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金の交付について、下記の理由により取り消したので通知します。

記

1 取消補助金額

円

（うち撤去費分

円）

2 理由